

参考資料8—⑤

予防接種健康被害救済制度 関係資料

○予防接種法

○予防接種法施行令

○予防接種法

(昭和二十三年六月三十日)
(法律第六十八号)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 予防接種の実施(第三条—第十条)
- 第三章 予防接種による健康被害の救済措置(第十一条—第十八条)
- 第四章 雑則(第十九条—第二十七条)
- 附則

第一章 総則

第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

(平六法五一・一部改正)

第二条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病(以下「一類疾病」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 ジフテリア
- 二 百日せき
- 三 急性灰白髄炎
- 四 麻しん
- 五 風しん
- 六 日本脳炎
- 七 破傷風

八 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

3 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病(以下「二類疾病」という。)は、インフルエンザとする。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

(昭二六法九六・昭三三法六六・昭三六法七・昭五一法六九・平六法五一・平一三法一一六・一部改正)

第二章 予防接種の実施

(昭五一法六九・章名追加)

第三条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(第九条において「保健所を設置する市」という。)にあつては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。

3 前項の規定による指定があつたときは、その区域の全部が当該指定に係る区域に含まれる市町村の長は、第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る疾病について予防接種を行うことを要しない。

(昭三三法六六・昭三九法一六九・一部改正、昭五一法六九・旧第五条繰上・一部改正、平六法五一・平六法八四・平一一法一六〇・平一三法一一六・一部改正)

第四条及び第五条 削除

(平六法五一)